

B 1 — 5 1

5 年 保 存 (常)  
(平成29年12月31日まで)

F N . B 1 — 3 — 1

鹿 生 企 第 2 1 1 号

鹿 務 第 3 8 2 号

鹿 相 第 6 0 号

鹿 地 第 3 3 1 号

鹿 刑 企 第 2 1 号

鹿 捜 一 第 4 6 2 号

平 成 1 9 年 1 0 月 1 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	生活安全係	TEL	
----	-------	-----	--

#### 高齢者虐待事案への適正な対応について (通達)

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者の支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益を擁護することを目的として、高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「法」という。)が平成18年4月1日から施行され、「高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)」(平成18年3月31日付け鹿生企第79号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、高齢者虐待事案に対する適切な対応を行っているところであるが、この度、「鹿児島県婦人相談所」が「鹿児島県女性相談センター」(以下「県女性相談センター」という。)に名称変更されたことに伴い、旧通達を見直した(一部を改正した。)ことから、関係事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、この通達は、平成19年10月1日から施行し、旧通達は、平成19年9月30日限り廃止する。

#### 記

#### 第1 認知時における適切な対応

##### 1 市町村への通報(法第7条及び法第21条関係)

法第7条、及び法第21条は、養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、これを速やかに市町村長に通報するように定めている。したがって、署長は、警察安全相談、高齢者を被害者とする

事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町村へ通報すること。

なお、介護保険法の改正により平成18年4月以降、設置される地域包括支援センターにおいて、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受け通報受理業務を行うことがあり得るため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれかに通報するかについては、市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

#### (1) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので留意すること。

##### ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して警察が高齢者虐待が行われた可能性があるとして判断できる事案であれば、通報すること。

##### イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が被害高齢者の養護者に当たるかどうかの判断については警察では困難な場合もあり得る。このような事案については、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村へ通報すること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村へ通報すること。

##### ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても市町村において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報することとして差し支えない。

##### エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が配偶者から行われた場合で、被害高齢者へ身体に対する暴力がなされているときは、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案に該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村に通報するとともに、「配偶者からの暴力事案に対する適切な対応について（通達）」（平成17年7月27日付け鹿生企第103号ほか。）に基づき、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応を行うこと。

なお、被害高齢者から保護を求められた場合に、市町村と県女性相談セン

ター等のいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、被害高齢者の要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

## (2) 通報要領

警察で認知した高齢者虐待事案については、生活安全担当課に集約し、生活安全担当課から市町村に通報するものとする。

通報は、原則として、高齢者虐待事案通報票（別記第1号様式。）により行うものとし、急を要する場合には、電話により行い、事後に同票を送付するものとする。通報時点では詳細が判明していない事項については「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

## (3) 通報後の措置の状況の把握

通報した事案については、市町村へ措置結果を連絡するよう依頼し、結果を確認すること。

なお、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がないときは、警察から市町村へ連絡を取り措置結果を確認すること。

## 2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村に通報するほか、刑罰法令に抵触する場合は適切に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

## 第2 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

### 1 制度の趣旨

法第12条第1項は、市町村長は、高齢者の居所又は住所への立入調査に際し、必要があると認めるときに警察署長の援助を求めるとできると定めている。この場合の警察署長の援助は、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で行うものであり、市町村の権限行使の補助者として調査業務そのものを行うというものではない。

よって、援助は、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行うこととなる。

### 2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長に高齢者虐待事案に係る援助依頼書（別記第2号様式。）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前協議の窓口は、生活安全担当課において行うこととする。

### 3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、法第12条第3項に定める、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときであることから、援助の依

頼があった場合は、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

### 第3 その他

#### 1 署内各課及び本部との連携

高齢者虐待事案への対応については、署内各課の連携を図り、援助内容などに応じて、生活安全担当課のみならず、署内各課を統合して運用するなど、適切な対応をとること。

また、本部内の関係課とも連携を図ること。

#### 2 関係機関等との連携

市町村を始め、福祉事務所や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

#### 3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案への適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

第1号様式（第1-1-(2)関係）

第 号 高齢者虐待事案通報票 年 月 日 市（町，村）長 殿 警察署長 団		
次のとおり高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年 月 日	
発見の経緯		
高 齡 者	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	
	電 話	（ ） - 番
	職 業 等	
養 護 者 等	(ふりがな) 氏 名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	□高齢者と同じ □その他（ ）
	電 話	（ ） - 番
	職 業 等	
高齡者との 関 係	□配偶者 □子 □子の配偶者 □孫 □その他親族（ ） □その他（ ）	
虐 待 の 状 況	行 為 類 型	□身体的虐待 □養護の著しい怠り □心理的虐待 □性的虐待 □経済的虐待
	虐待の内容	
参 考 事 項		
担当者・連絡先	警察署 課 電話（ ） - 番 内線	

第2号様式（第2-2関係）

第 号 高齢者虐待事案に係る援助依頼書 年 月 日 警察署長 殿 市（町、村）長 閣		
高齢者虐待の防止，高齢者の養護に対する支援等に関する法律第12条第1項 及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場所	
高 齢 者	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	（ふりがな）氏名	□男 ・ □女
高 齢 者	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
高 齢 者	電 話	（ ） - 番
	職 業 等	
養 護 者	（ふりがな）氏名	□男 ・ □女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
養 護 者	住 所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）
	電 話	（ ） - 番
養 護 者	職 業 等	
	高齢者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他親族（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（ ） - 番	内線
携帯電話 - 番		番